

令和3年度 第9回三和区地域協議会次第

日時：令和4年2月24日（木）
午後6時30分から

場所：三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 三和区都市・農村交流促進事業（三和ふれあい農園）の廃止について 資料No.1
- (2) 令和4年度地域活動支援事業について 資料No.2、資料No.3

4 協議事項

- (1) 令和3年度地域活動支援事業活動報告会の開催について 資料No.4

5 その他

- (1) NPO 法人三和区振興会次期理事の推薦について 資料No.5
- (2) さんわ祭り実行委員の選出について 資料No.6

6 閉会

令和4年2月24日
三和区地域協議会資料
農林水産部農村振興課

三和区都市・農村交流促進事業（三和ふれあい農園）の廃止について

（事業廃止の理由）

これまで都市農村交流に一定の成果を上げてきたが、農園借受者が固定化するとともに、減少傾向にあることから、令和2年度末をもって農園を休止したところであるが、補助事業により整備した農園の事業廃止について、国との協議が完了したことから、令和3年度末をもって本事業を廃止するもの。

1 事業の目的

豊かな自然資源や美しい山里の景観を持った市民農園を運営し、都市住民の多様なニーズに対応した農業体験と農村交流を提供し、農業・農村に対する理解促進を図る。

2 農園の概要

- ・所在地：三和区大884番地3ほか
- ・設置年月：平成7年2月
- ・総面積：6,000㎡（うち農園面積5,040㎡）
- ・区画面数：(畑) 43区画
- ・補助事業名：農業農村活性化農業構造改善事業
- ・事業費：39,800千円（うち国15,920千円）
- ・付属施設：管理棟1棟 38.51㎡
- ・貸付料金：1㎡当たり年間25円

3 農園の利用状況

区分	H28	H29	H30	R1	R2
契約区画面数	27区画	31区画	26区画	23区画	16区画
契約者数	17人	21人	17人	15人	11人

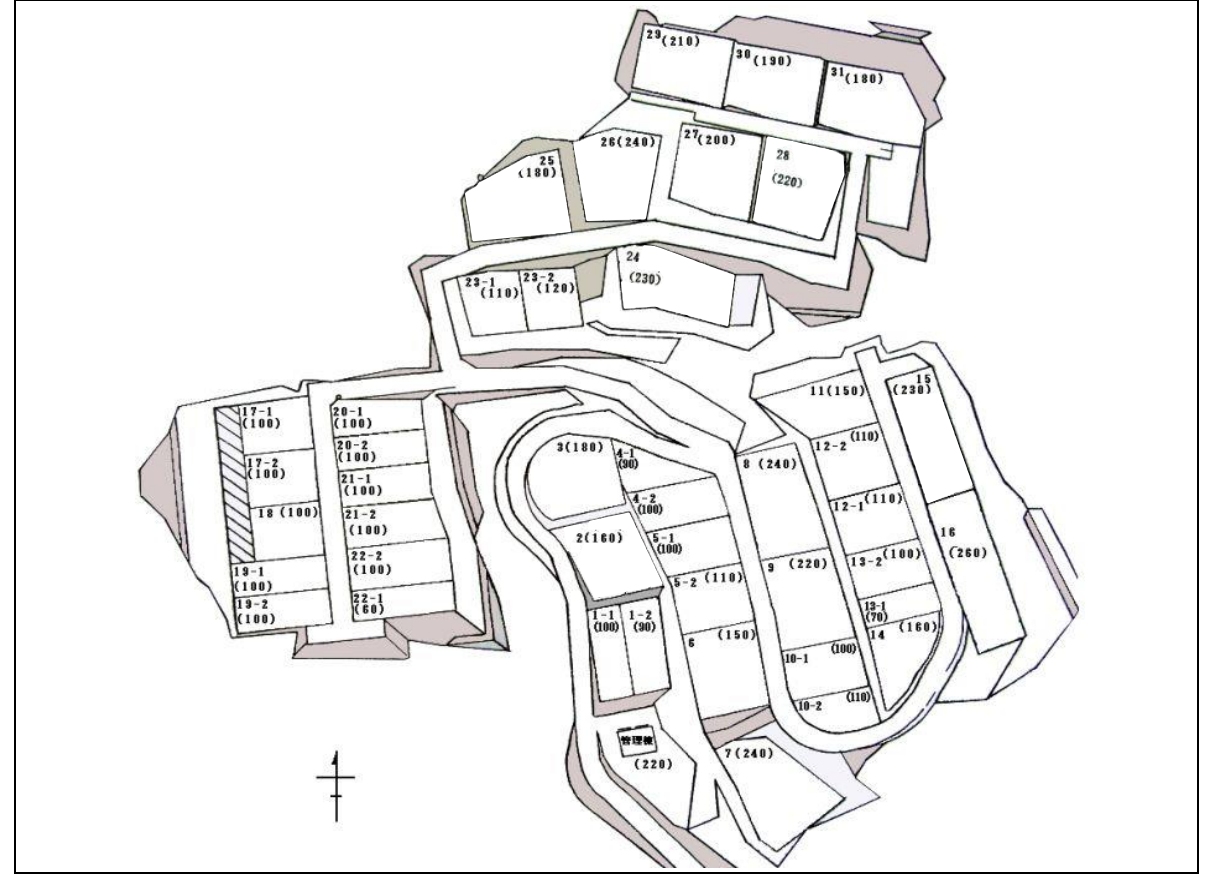
4 地元との協議経過等

平成31年2月	農園契約者への説明 ・翌年度の農園契約意向等の調査にあわせて、契約者に対し、農園の休止について説明を行い、すべての契約者から令和2年度をもって休止することに了解を得た。 三和区 大東町内会長に方針説明 ・令和2年度をもって農園を休止する方針を説明し、了解を得た。
令和2年10月	三和区地域協議会に農園の休止について報告
令和3年4月 令和4年1月	補助事業により整備した農園の事業廃止について、国との協議開始 補助事業により整備した農園の事業廃止について、国との協議完了

5 今後の管理方法等

- ・三和区内農業者等に農園の利用について聞き取りを行ったが、利用意向はなかった。
- ・当面は、市直営（業務委託等）で草刈りを行い適正に管理していく。

【参考】区画配置図



※ この内容は、令和4年度の予算の成立を前提としたものであり、今後、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和4年度地域活動支援事業三和区採択方針等（案）

募集期間	4月1日（金）～4月22日（金）※土、日曜を除く	
補助率・ 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10/10 以内 ※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。 ・ 同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10 以内 ※令和元年度（平成31年度）事業からカウントする。
	上限	150万円
	下限	1万円
補助対象外事業	防犯灯、外灯等のLED化事業（新設・更新を含む）	
優先採択方針	6項目（裏面参照）	
提案件数の制限	なし	
提案団体のヒアリング等	必要に応じてヒアリング及び現地確認を実施	
提案団体からの相談・書類の受付	総務・地域振興グループの担当者	
審査・ 採点 方法	審査員	三和区総合事務所の次長、グループ長、各班長
	審査項目	基本審査、三和区の採択方針、共通審査基準
	採点方法	採点票（審査項目）により審査員が個々に採点
	傾斜配分	なし
	採択ライン （下限点数）	共通審査項目の点数が13点以上（25点満点）
	その他	ボーダーライン上の事業と、その下位の順位で採択ラインに達している事業は、事業内容等を勘案し、審査員全員で協議した上で、補助金額等を調整し、一部又は全ての事業を採択することができる。
地域協議会への報告	提案事業の受付状況及び採択結果を報告	
追加募集	なし	
その他	5万円以上の経費は、2者以上の見積書を添付する。	

三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

1 「地域活性化事業」

地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業
(例：祭り、講演会、フォーラムの開催など)

2 「安全・安心サポート事業」

子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業
(例：防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど)

3 「地域農業振興事業」

農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業
(例：農作業体験、担い手研修など)

4 「歴史的資産の保全・保存事業」

後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業
(例：環境保全のための植林、文化財の整備など)

5 「健全育成または健康推進事業」

子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業
(例：スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など)

6 「人材養成・確保事業」

地域自治を担う人材を養成・確保する事業
(例：観光ボランティアの育成など)

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業提案を以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。
- ★ **なお、本事業は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合があります。**

お気軽にお問い合わせください!



■ 募集期間

令和4年4月1日(金)から
4月22日(金)まで(必着)

■ 実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※次の事業については、三和区地域活動支援事業の補助対象外とします。
「防犯灯・外灯等のLED化事業（新設・更新含む）」

■ 支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 提案団体の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議に参加した人のお茶代・菓子代・弁当代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和4年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、三和区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■ 補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

《三和区の予算（配分額）：600万円》

補助率	・ 10/10 以内 ※事業内容や審査の結果により、補助金額の減額、調整を行う場合があります。 ・ 同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10 以内 ※令和元年度採択事業からカウントします。
補助の金額	1万円～150万円

《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■ 応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、三和区総合事務所に、郵送（消印有効）又は持参等で提出してください。

《ポイント！》

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送での提出にご協力ください。
- ・ 応募する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、事業を行う区域の総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■ 提案事業の審査

- ・ 市（三和区総合事務所）が審査を行います。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、必要に応じてヒアリング及び現地確認を実施します。
- ・ 審査は、次の視点を踏まえて行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を各地域協議会の意見を踏まえて設定するものです。

三 和 区 の 採 択 方 針	
優先して採択する事業	三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。
	1 地域活性化事業 … 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例：祭り、講演会、フォーラムの開催など）
	2 安全・安心サポート事業 … 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業（例：防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
	3 地域農業振興事業 … 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業（例：農作業体験、担い手研修など）
	4 歴史的資産の保全・保存事業 … 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例：環境保全のための植林、文化財の整備など）
	5 健全育成または健康推進事業 … 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例：スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
	6 人材養成・確保事業 … 地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例：観光ボランティアの育成など）
その他の事業	優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。

(2) 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。 ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ポイント！》

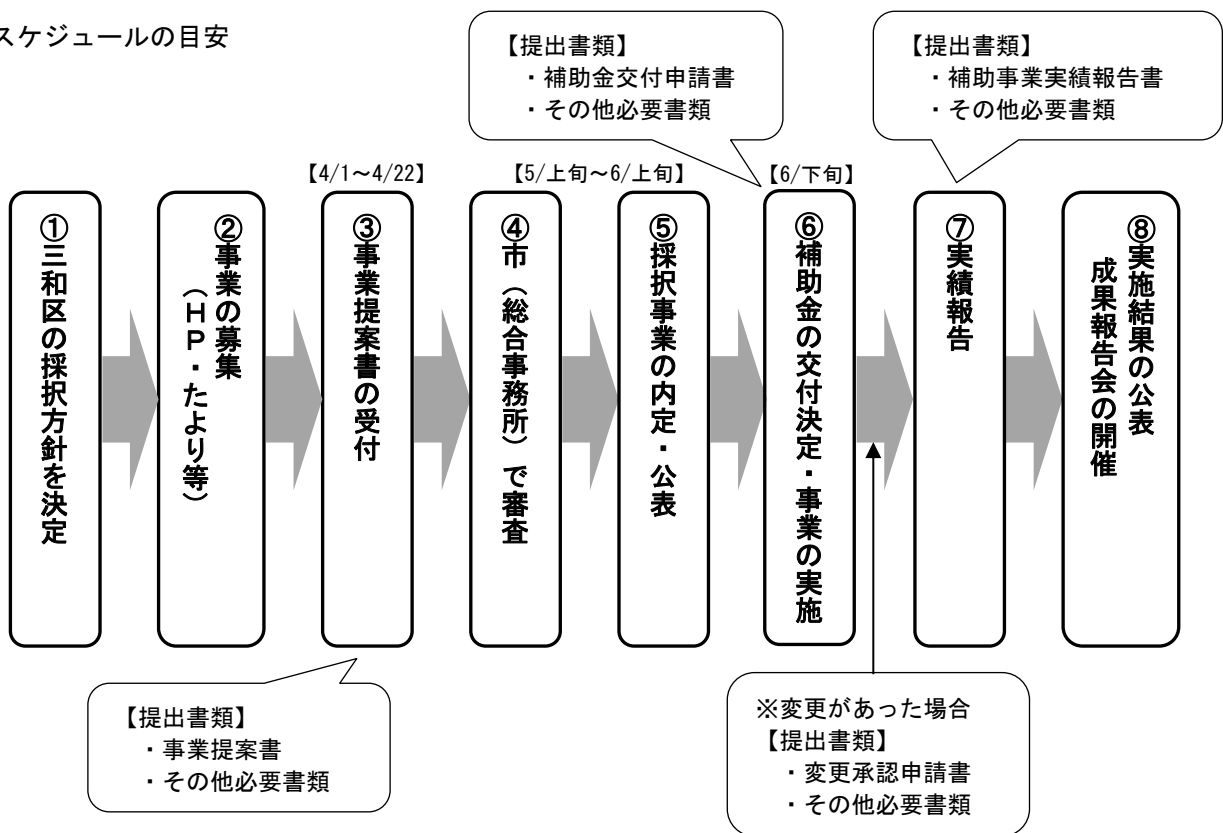
- ・ 審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方は、三和区総合事務所にご確認ください。

■ 事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■ フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールの目安



三和区での応募をお考えの方は、こちらまでご相談・ご応募ください

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ
〒943-0316 上越市三和区井ノ口444番地
TEL : 025-532-2323 (内線 215、216) FAX : 025-532-2623

—— 事業全般についての問合せ先 ——

上越市



自治・市民環境部 自治・地域振興課 (☎ 025-520-5672 (直通))

令和3年度地域活動支援事業活動報告会の開催について

1 開催日時 令和4年3月17日（木）午後6時～8時（予定）

2 開催場所 三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

3 開催内容

次 第	役 割	時間配分
① 開会	進行：岩崎次長	
② 地域協議会長挨拶	高橋会長	5分
③ 令和3年度三和区地域活動支援事業の実施概要について	小山班長	4分
④ 令和3年度地域活動支援事業の活動報告（発表5分、質疑3分）×12事業11団体	進行：高橋会長	96分
⑤ 令和4年度地域活動支援事業の採択方針等について（説明）	小山班長	10分
⑥ 閉会の挨拶	小林副会長	5分
⑦ 閉会	岩崎次長	

4 対 象 者 三和区の住民及び各種団体（地域活動支援事業実施団体含む）

5 周知方法

- ・チラシ班回覧 2月25日 町内会長便
- ・防災行政無線の放送
- ・各種団体へは、代表者に案内文を送付

6 そ の 他

- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、中止又は縮小する場合があります。
- ・2月4日付けで、発表団体に報告会への出席及び活動写真の提出等依頼。

令和3年度地域活動支援事業活動報告会 次 第

【主催】三和区地域協議会
日時：令和4年3月17日（木）
午後6時00分から
場所：三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開会

2 地域協議会長挨拶

3 内容

（1）令和3年度三和区地域活動支援事業の実施概要について 資料No.1

（2）実施団体の発表（取組状況、成果、課題等） 資料No.2

（3）令和4年度三和区地域活動支援事業について 資料No.3

4 閉会

令和3年度三和区地域活動支援事業活動報告会 発表プログラム（案）

■ 発表の順番は提案書の受付順です。

順番	事業名	提案団体	時間 (おおむね)	備考
1	三和の子どもたちの健やかな成長を支援する事業	NOP法人さんわスポーツクラブ	18時10分～18時18分	
2	三和ふれあい食堂事業	三和ふれあい食堂運営委員会	18時18分～18時26分	
3	さんわ桜の陣2022周知事業	さんわ桜の陣実行委員会	18時26分～18時34分	
4	印刷機導入による地域住民への貢献事業	NPO法人三和区振興会	18時34分～18時42分	
5	コロナに打ち勝つ「イルミネーション」点灯事業	さんわ祭り実行委員会	18時42分～18時50分	
6	東日本大震災にまなぶ事業	三和まなびの会	18時50分～18時58分	
7	三和の三国街道巡り事業		18時58分～19時06分	
8	高齢者いきがい支援事業(ときめき広場)	三和区老人クラブ連合会	19時06分～19時14分	
9	上杉小学校創立120周年記念事業	上杉小学校後援会	19時14分～19時22分	
10	三和中学校創立50周年記念支援事業	三和中学校後援会	19時22分～19時30分	
11	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	19時30分～19時38分	
12	越柳町内会「写真展」「タイムカプセル開封イベント」事業	越柳町内会	19時38分～19時46分	
	12事業	11団体		